

第6期 小山町障害福祉計画 第2期小山町障害児福祉計画

2021年度 ➡ 2023年度

小 山 町

第1章	計画の目的	1
1	計画の基本的な考え方.....	1
第2章	障がいのある人の状況	2
1	人口の推移.....	2
2	身体障がい者の状況.....	3
3	知的障がい者の状況.....	5
4	精神障がい者の状況.....	6
5	幼児・児童・生徒の状況.....	7
6	相談員及び相談支援事業所の設置状況.....	8
第3章	障がい福祉サービスの概要	9
1	障がい福祉サービスに係る法律改正の概要.....	9
2	障がい福祉サービスの体系.....	10
第4章	障害福祉計画に係る成果目標と今後の見込み	11
1	障害福祉計画の成果目標.....	11
2	障がい福祉サービスの見込量.....	15
I.	自立支援給付.....	15
II.	地域生活支援事業.....	24
第5章	障害児福祉計画に係る成果目標と今後の見込み	31
1	障害児福祉計画の成果目標.....	31
2	障がい児支援サービスの見込量.....	33

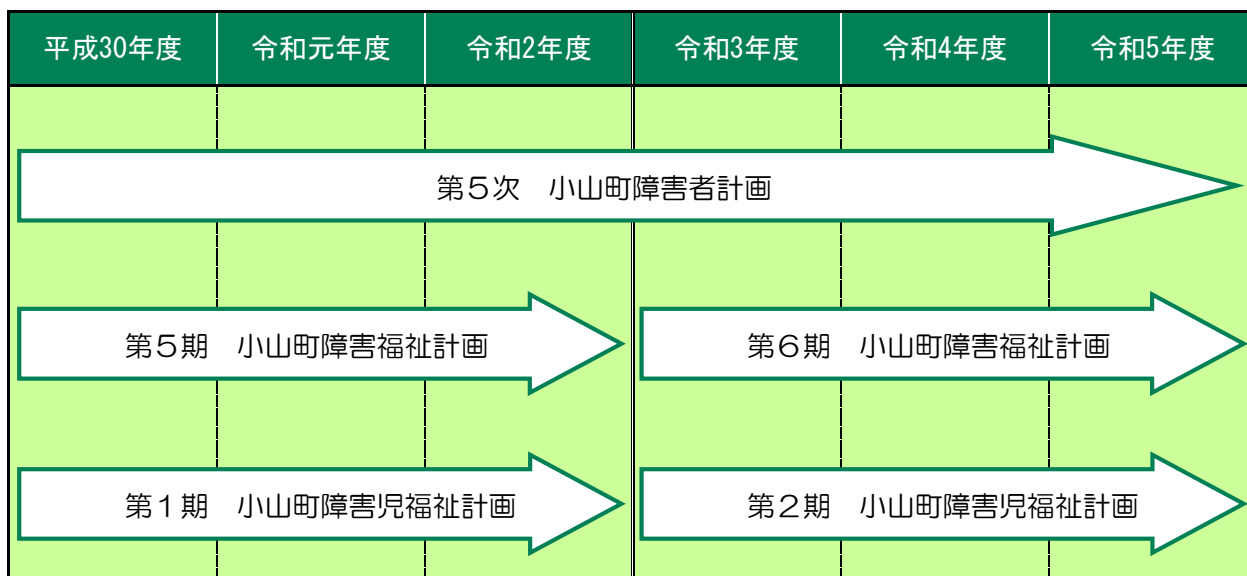
第1章

計画の目的

1 計画の基本的な考え方

この計画は、障害者基本法に基づく第5次小山町障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」）に基づき作成するものであり、障がい者の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえ、令和5年度の目標値を設定し、その達成に向けた障がい福祉サービス等の必要量を見込み、その確保のための方策を定め、サービス提供体制の計画的な整備を図るものです。

この計画は、障害者総合支援法において3年を一期とした計画を求めていることから、令和3年度（2021年度）を初年度とし、令和5年度（2023年度）を目標年次とする3か年を計画の期間とします。なお、計画の内容については、各年度において、サービス見込量等について達成状況の点検・評価を行い、その結果に基づいて必要な対策を実施します。



第2章

障がいのある人の状況

1 人口の推移

小山町の総人口は年々減少しており、平成26年度は19,661人であったのに対し、令和元年度は18,449人となっています。

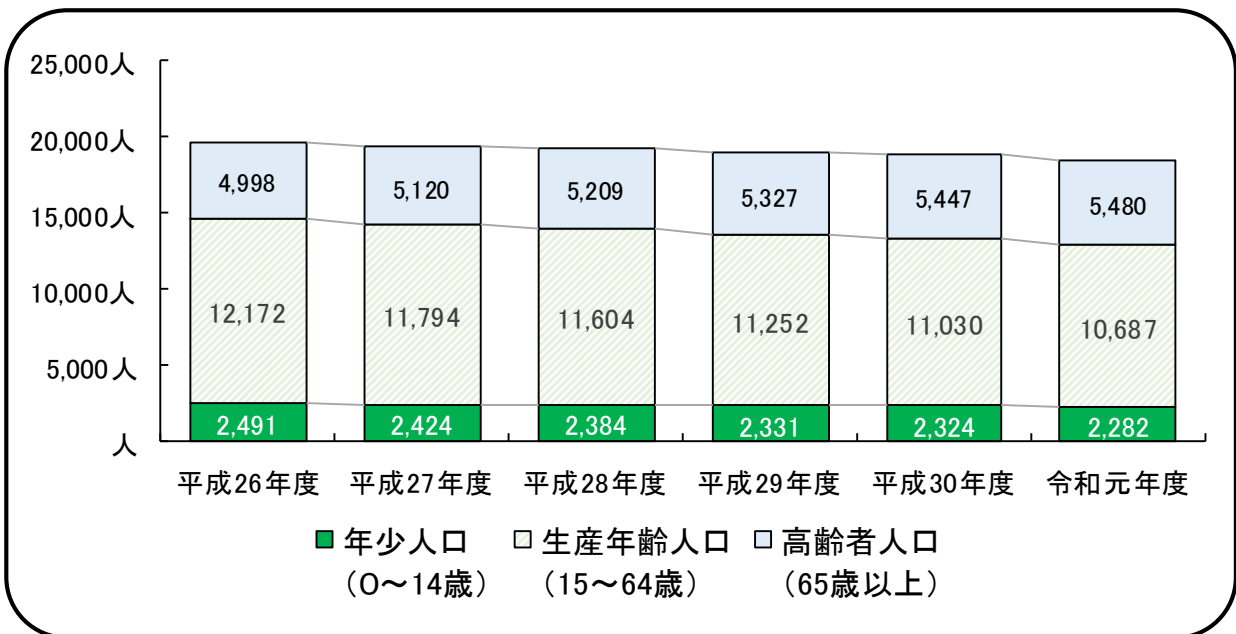
年齢3区別に人口の推移をみると、0～14歳の年少人口と15～64歳の生産年齢人口が減少傾向にある一方、65歳以上の高齢者人口は増加傾向にあり、**小山町**においても少子高齢化が進行していることがうかがえます。

< 総人口 年齢3区分 >

(人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
年少人口 (0～14歳)	2,491	2,424	2,384	2,331	2,324	2,282
生産年齢人口 (15～64歳)	12,172	11,794	11,604	11,252	11,030	10,687
高齢者人口 (65歳以上)	4,998	5,120	5,209	5,327	5,447	5,480
総人口	19,661	19,338	19,197	18,910	18,801	18,449

資料：住民基本台帳（各年度3月31日現在）



2 身体障がい者の状況

身体障害者手帳所持者数は減少傾向にあり、令和元年度は570人となっています。

障がい種別にみると、令和元年度は「肢体不自由」が278人と最も多く、次いで、「内部障がい」が209人、「聴覚平衡機能障がい」が42人などとなっています。

＜ 障がい種別 身体障害者手帳の所持状況 ＞ (人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
視覚障がい	39	35	35	33	32	34
（1級）	16	14	12	12	14	13
（2級）	9	9	11	10	7	8
（3級）	5	3	3	3	3	3
（4級）	4	4	3	2	2	4
（5級）	2	2	3	3	3	3
（6級）	3	3	3	3	3	3
聴覚平衡機能障がい	42	42	46	44	43	42
（1級）						
（2級）	10	12	13	14	14	14
（3級）	5	5	6	5	5	7
（4級）	13	12	12	11	10	6
（5級）	1	0	0	0	0	0
（6級）	13	13	15	14	14	12
音声言語機能障がい	10	9	8	7	7	7
（1級）						
（2級）						
（3級）	6	5	5	5	5	5
（4級）	4	4	3	2	2	2
（5級）						
（6級）						
肢体不自由	350	333	317	300	294	278
（1級）	71	70	66	64	63	59
（2級）	60	55	54	51	50	43
（3級）	74	70	66	63	62	58
（4級）	78	74	72	68	67	70
（5級）	45	41	37	34	32	29
（6級）	22	23	22	20	20	19
内部障がい	213	214	218	213	206	209
（1級）	154	151	159	156	149	143
（2級）	1	1	1	1	1	1
（3級）	22	23	21	21	22	31
（4級）	36	39	37	35	34	34
（5級）						
（6級）						
合計	654	633	624	597	582	570

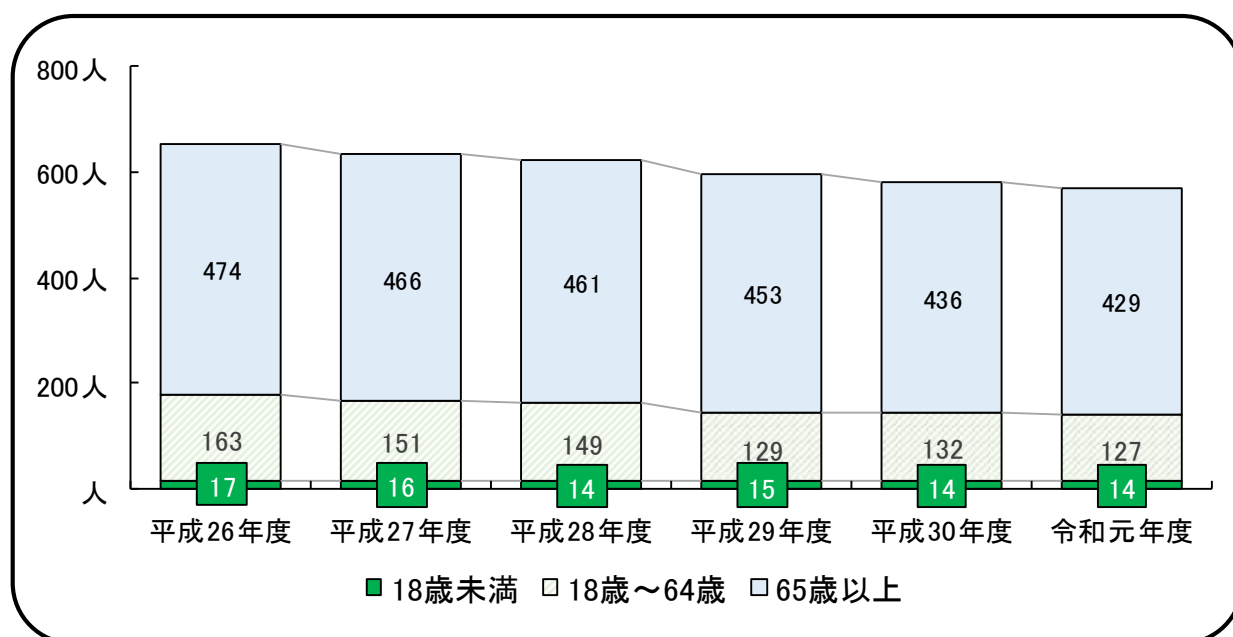
資料：住民福祉課（各年度3月31日現在）

身体障害者手帳所持者数を年齢別にみると、「65歳以上」が多く、令和元年度には429人と、全体の75.2%を占めています。

< 年齢別 身体障害者手帳の所持状況 >

	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	人数 (人)	構成 割合	人数 (人)	構成 割合	人数 (人)	構成 割合	人数 (人)	構成 割合	人数 (人)	構成 割合	人数 (人)	構成 割合
18歳未満	17	2.6%	16	2.5%	14	2.2%	15	2.5%	14	2.4%	14	2.5%
18歳～64歳	163	24.9%	151	23.9%	149	23.9%	129	21.6%	132	22.7%	127	22.3%
65歳以上	474	72.5%	466	73.6%	461	73.9%	453	75.9%	436	74.9%	429	75.2%
合計	654	100.0%	633	100.0%	624	100.0%	597	100.0%	582	100.0%	570	100.0%

資料：住民福祉課（各年度3月31日現在）



3 知的障がい者の状況

療育手帳所持者数は増加傾向にあり、令和元年度は141人となっています。

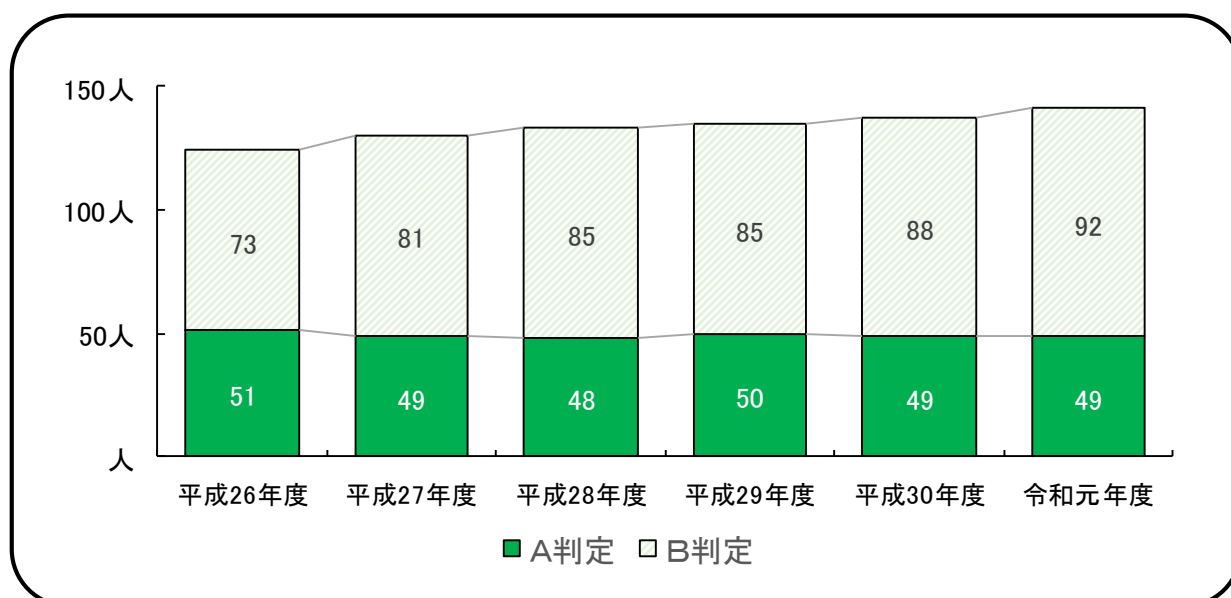
判定別にみると、中度・軽度の「B判定」が多く、令和元年度は92人となっています。

< 判定別 療育手帳の所持状況 >

(人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
A判定	51	49	48	50	49	49
B判定	73	81	85	85	88	92
合計	124	130	133	135	137	141

資料：住民福祉課（各年度3月31日現在）



(注)

A判定（最重度）：概ねIQ20以下

（重 度）：IQ35以下、又はIQ50以下かつ身体障害者手帳1、2、3級程度

B判定（中 度）：概ねIQ36～50

（軽 度）：Aに準じ、概ねIQ75以下（他の障がいにより社会適応能力が低いと認められる場合はIQ79以下）、IQ80～89で発達障がいの診断を受けた者

4 精神障がい者の状況

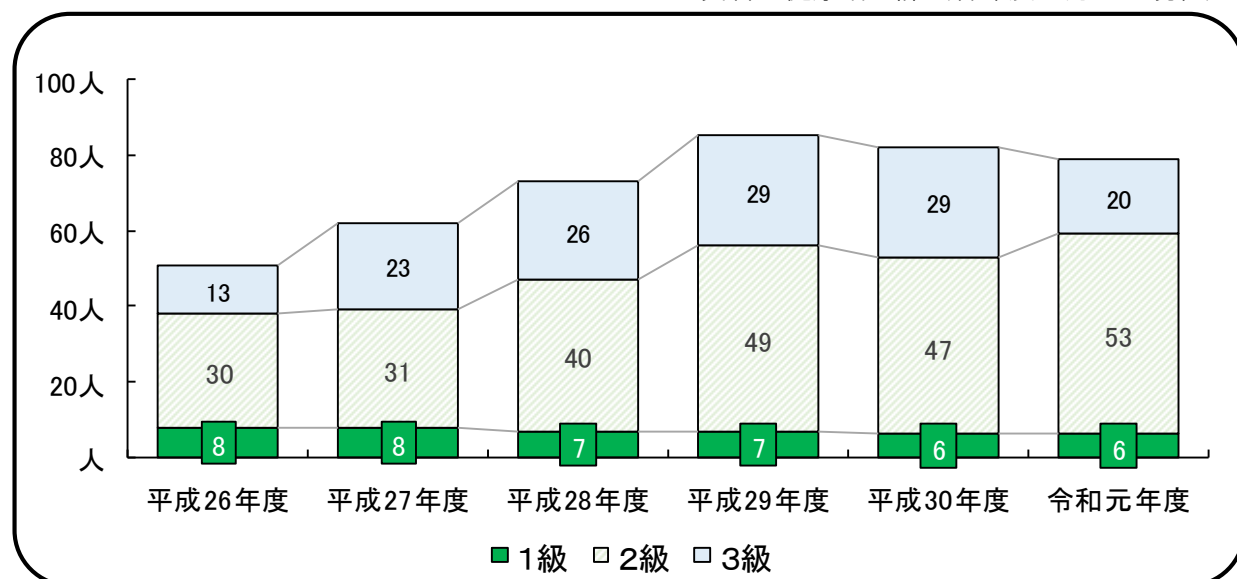
精神障害者保健福祉手帳所持者数は平成29年度まで増加傾向にありましたが、平成30年度には減少に転じ、令和元年度は79人となっています。

等級別にみると、「2級」が多く、令和元年度は53人となっています。

< 等級別 精神障害者保健福祉手帳の所持状況 > (人)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1級	18歳未満	0	0	0	0	0	0
	18歳～64歳	7	6	5	5	3	4
	65歳以上	1	2	2	2	3	2
	合計	8	8	7	7	6	6
2級	18歳未満	0	0	0	1	0	2
	18歳～64歳	23	26	35	43	41	45
	65歳以上	7	5	5	5	6	6
	合計	30	31	40	49	47	53
3級	18歳未満	0	0	0	0	0	0
	18歳～64歳	13	23	25	27	26	16
	65歳以上	0	0	1	2	3	4
	合計	13	23	26	29	29	20
合計	18歳未満	0	0	0	1	0	2
	18歳～64歳	43	55	65	75	70	65
	65歳以上	8	7	8	9	12	12
	合計	51	62	73	85	82	79

資料：健康増進課（各年度3月31日現在）



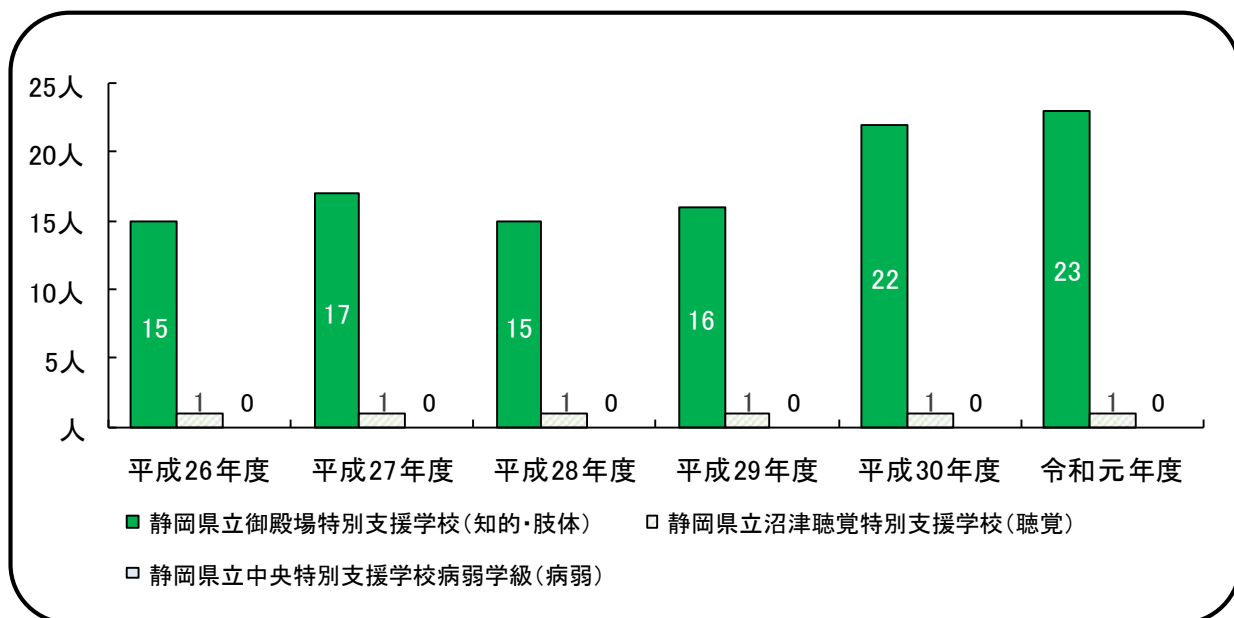
5 幼児・児童・生徒の状況

特別支援学校における小山町からの幼児・児童・生徒の数は微増しており、令和元年度は「静岡県立御殿場特別支援学校」が23人、「静岡県立沼津聴覚特別支援学校」が1人となっています。

＜ 特別支援学校における小山町からの幼児・児童・生徒の数 ＞ (人)

			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
知的・肢体	静岡県立御殿場特別支援学校	幼稚部	0	0	0	0	0	0
		小学部	12	15	12	13	14	14
		中学部	3	2	3	3	8	9
		高等部	0	0	0	0	0	0
		計	15	17	15	16	22	23
聴覚	静岡県立沼津聴覚特別支援学校	幼稚部	0	0	0	0	0	0
		小学部	1	0	0	0	1	1
		中学部	0	1	1	1	0	0
		高等部	0	0	0	0	0	0
		計	1	1	1	1	1	1
病弱	静岡県立中央特別支援学校病弱学級	幼稚部	0	0	0	0	0	0
		小学部	0	0	0	0	0	0
		中学部	0	0	0	0	0	0
		高等部	0	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0	0

資料：こども育成課（各年度5月1日現在）



6 相談員及び相談支援事業所の設置状況

令和元年度の相談員及び相談支援事業所の設置状況は、「民生委員・児童委員」が44人、「身体障害者相談員」が2人、「知的障害者相談員」と「精神保健福祉相談員」が1人ずつとなっています。

< 令和元年度 相談員の設置状況 >

民生委員・児童委員	44人
身体障害者相談員	2人
知的障害者相談員	1人
精神保健福祉相談員	1人
相談支援事業所	4箇所

資料：住民福祉課（令和元年3月31日現在）

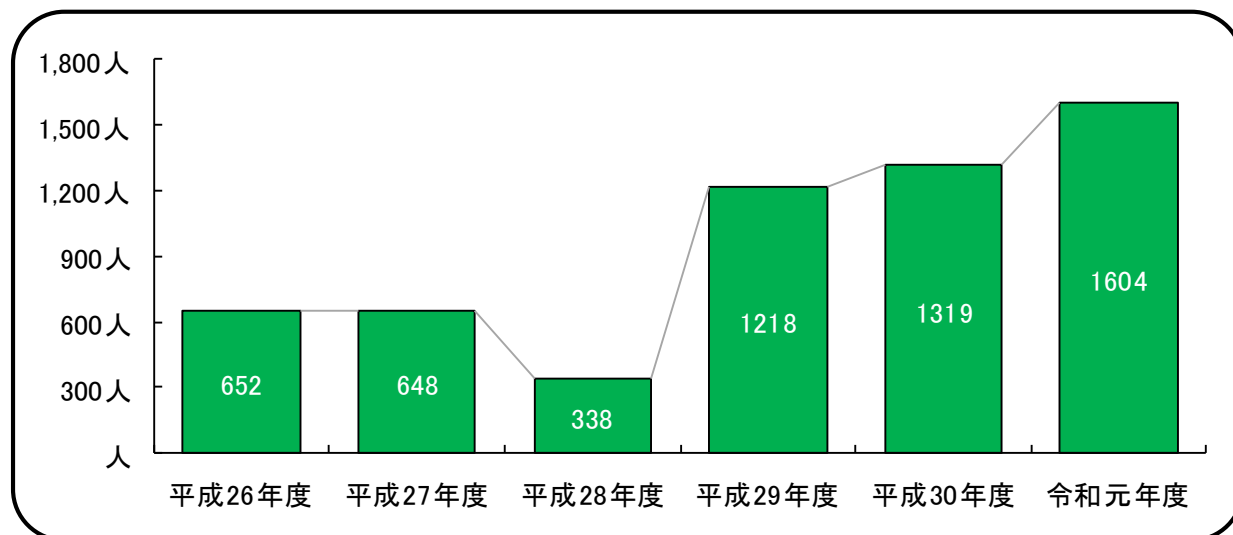
相談件数は、平成28年度に338件と最も少なくなりましたが、平成29年度に大幅に増加して以降は増加し続け、令和元年度は1,604件となっています。

< 相談内容 >

(件)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
障害者手帳	205	211	257	562	613	935
更生医療	2	4	5	54	38	16
職業	7	26	14	74	121	50
医療保険	5	11	19	54	78	124
生活	91	45	4	164	169	113
その他	342	351	39	310	300	366
合計	652	648	338	1218	1319	1604

資料：住民福祉課（各年度3月31日現在）



第3章

障がい福祉サービスの概要

1 障がい福祉サービスに係る法律改正の概要

障害者総合支援法は、障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援するための法律として平成25年4月に施行され、各種サービスが提供されてきました。

障がいのある方が自分で思い描いた地域生活を送ることができるよう、生活と就労に重点を置いた支援の一層の充実や、高齢の障がいのある方による介護保険サービスの円滑な利用の促進、また、多様化する障がい児支援に係るニーズに対応するための支援体制の拡充を図るとともに、サービスの質の確保・向上のための環境の整備等を推進することを目的として、障害者総合支援法及び児童福祉法が平成30年4月付で改正されました。

障害者総合支援法・児童福祉法等の一部改正の概要

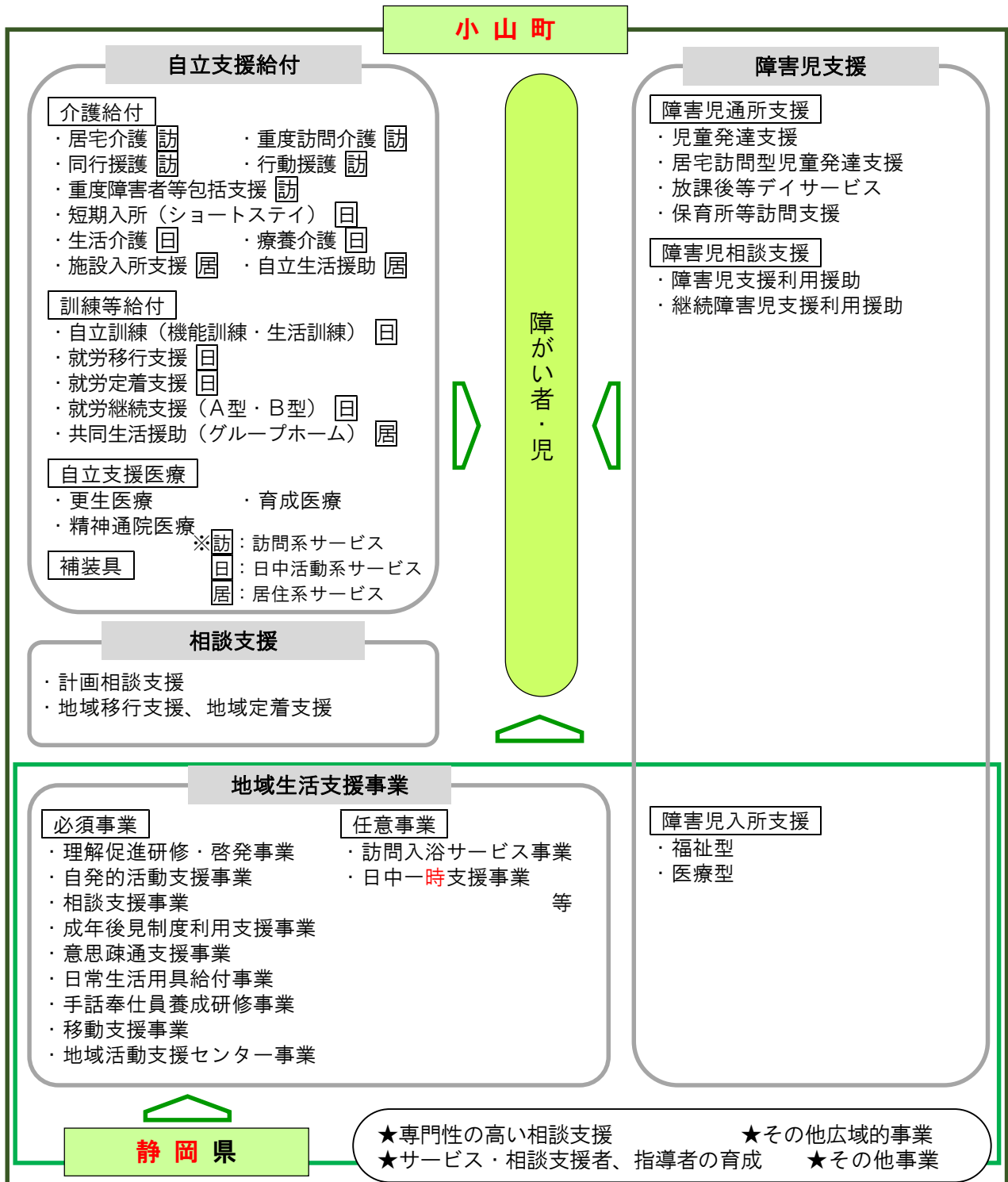
- ①地域生活・就労を支援するためのサービスの新設
 - 「自立生活援助」一人暮らしへ移行した方の生活上の課題を解決するための支援
 - 「就労定着支援」一般就労へ移行した方を対象に助言や企業との連絡調整を行う支援
 - 「居宅訪問型児童発達支援」外出の困難な重度の障がい児を対象とした児童発達支援
- ②長期入院・施設入所者に対応した支援体制の構築
 - 入院中の患者を対象とする、重度訪問介護の訪問先の拡大
 - 障がい者・高齢者で継続して対応できる共生型サービスの整備
- ③福祉サービスの質の確保・向上のための環境整備
 - 事業所と行政の連携による、提供するサービスの内容を公開する仕組みの創設
 - 民間法人への業務委託を含む、行政による調査・審査事務の効率化
- ④多様化する障がい児支援に係るニーズへのきめ細やかな対応
 - 障害児福祉計画の策定
 - 外出が困難な重度の障がいを持つ児童への支援体制の整備
 - 酸素吸入・経管栄養等の医療的援助を必要とする「医療的ケア児」への対応
 - 乳児院・児童養護施設を含む、保育所等訪問支援の対象の拡大
 - 児童の成長による補装具の短期交換等、状況に応じた貸与の実施

参考資料：厚生労働省 障害者総合支援法 / 児童福祉法 「法律の概要」、「新旧対照表」

2 障がい福祉サービスの体系

障害者総合支援法に基づくサービスは、全国一律の基準で実施される「自立支援給付」によるサービスと「相談支援」、及び地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により町が実施する「地域生活支援事業」によるサービスに大きく分かれています。また、障がい児支援は、「児童福祉法」に基づき実施されるものです。

平成30年4月に施行された障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により、「自立生活援助」、「就労定着支援」、「居宅訪問型児童発達支援」が新設されました。



第4章

障害福祉計画に係る成果目標と今後の見込み

1 障害福祉計画の成果目標

障害福祉計画においては、障がいのある方の自立と社会参加を支援するという観点から、地域生活への移行促進や一般就労への移行促進が大きな目標となっています。

これらの観点に基づき、以下に掲げる項目について、令和5年度を目標年度とした数値目標を設定します。なお、国及び県の基本指針を踏まえつつ、小山町の実情に応じて設定しています。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

【国の第6期計画の方針】

- 施設入所者数の削減 : 令和5年度末時点で、令和元年度末時点の施設入所者の1.6%以上を削減
- 施設入所者の地域移行 : 令和5年度末時点で、令和元年度末時点の施設入所者の6%以上を地域生活へ移行

【小山町の目標値】

	数 値	考 え 方
基準時点での入所者数 (A)	35人	令和元年度末時点での入所者
令和5年度末時点での入所者数 (B)	34人	令和5年度末時点の利用人員の見込み
【目標値】 削減見込 (A - B)	1人 (削減率: 2.9%)	差引減少見込数
【目標値】 地域生活移行者数	2人 (移行率: 5.7%)	令和5年度末までに、福祉施設から地域生活へ移行する者の数

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【小山町の目標値】

① 保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

	数 値	考 え 方
整備箇所数	圏域で1箇所	御殿場・小山障害者自立支援協議会を協議の場として位置づけ

②協議の場における活動

第6期の活動指標		令和3年度	令和4年度	令和5年度
重層的な連携による支援体制を構築するために必要な協議の場の開催回数		12	12	12
重層的な連携による支援体制を構築するために必要な協議の場における目標設定及び評価の実施回数		12	12	12
重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの参加者数の見込み	保健	1	1	1
	医療（精神科）	1	1	1
	医療（精神科以外）	1	1	1
	福祉	6	6	6
	介護	2	2	2
	当事者	3	3	3
	家族	3	3	3
	社会福祉協議会	2	2	2
	民生委員	2	2	2

(3) 地域生活支援拠点等の整備

【国の第6期計画の方針】

- 令和5年度末までに、障がい者の地域生活を支援する拠点等を各市町村又は各圏域に少なくとも1つを確保しつつ、その機能充実のため、年1回以上運用状況を検証・検討

【小山町の目標値】

①地域生活支援拠点等の確保

	数 値	考 え 方
整備箇所数	圏域で1箇所	御殿場市・小山町で共同設置済

②地域生活支援拠点等に係る検証・検討

拠点等の整備、昨日充実に向けた検証及び検討を行う場の名称	御殿場小山自立支援協議会		
上記検証及び検討の年間実施回数	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	12	12	12

(4) 福祉施設から一般就労への移行

就労移行支援事業等を通じて令和5年度までに福祉施設の利用者のうち一般就労へ移行する障がいのある方の数値目標を設定します。

【国の第6期計画の方針】

- 福祉施設から一般就労への移行：令和元年度実績の1.27倍以上
- 就労移行支援利用者の一般就労移行：令和5年度末に令和元年度の実績から1.3倍以上
- 就労継続支援A型利用者の一般就労移行：令和5年度末に令和元年度の実績から1.26倍以上
- 就労継続支援B型利用者の一般就労移行：令和5年度末に令和元年度の実績から1.23倍以上
- 就労定着支援事業利用者の増加：令和5年度末に就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行するもののうち7割が就労定着支援事業を利用
- 就労移行率の高い就労移行支援事業所の増加：令和5年度における就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上

【小山町の目標値】

① 福祉施設から一般就労への移行

	数 値	考 え 方
令和元年度の年間移行者数	0人	令和元年度に福祉施設から一般就労へ移行した者の実績
【目標値】 令和5年度の一般就労移行者数	2人	令和5年度に福祉施設を退所し、一般就労へ移行する者の数

② 一般就労移行者の就労定着支援利用者数の増加

	数 値	考 え 方
令和元年度の就労定着支援利用者数	0人	令和元年度の就労定着支援利用者の実績
【目標値】 令和5年度の就労定着支援利用率	100% (2人÷2人)	令和5年度の就労定着支援事業の利用者割合 (一般就労移行者数÷就労定着支援利用者数)

(5) 相談支援体制の充実・強化に向けた取り組みの実施体制の確保

【国の第6期計画の方針】

- 令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保

【小山町の目標値】

基幹相談支援センターの設置

	数 値	考 え 方
整備箇所数	圏域で1箇所	御殿場市・小山町で共同設置

②相談支援体制の充実・強化等に向けた取組

第6期の活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施	実施する	実施する	実施する
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	4	4	4
地域の相談支援事業者の人材育成のために行う支援件数	2	2	2
地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施回数	4	4	4

(6) 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

【国の第6期計画の方針】

- 令和5年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築

【小山町の目標値】

第6期の活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修の町職員参加人数	1	2	1
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の事業所との共有回数	2	2	2

2 障がい福祉サービスの見込量

サービスごとに、各年度における福祉サービス等の必要な量の見込み（月間サービス提供量）、福祉サービス等の種類ごとの見込値確保のための方策、福祉サービス等の事業を行う者の確保に関する計画等を定めます。※第5期の実績値のうち、令和2年度は見込値となっています。

I. 自立支援給付

i) 介護給付

(1) 訪問系

① 居宅介護（ホームヘルプ）

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護など生活全般にわたる援助を行います。

② 重度訪問介護

重度の障がいがあり常に介護が必要な方に、自宅での入浴、排せつ、食事の介護や、外出時の補助を行います。

③ 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方に対し、外出時における必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）、移動の援護、排せつ、食事等の介護などを行います。

④ 行動援護

自己判断能力が制限されている方が行動する際に生じる危険を回避するための必要な援護、外出時における移動中の介護などを行います。

⑤ 重度障害者等包括支援

介護の必要の程度が著しく高いと認められた方に、居宅介護などの障がい福祉サービスを包括的にを行います。

■ 実績と見込値

（上段：時間分、下段：人分）

月平均	実績値(計画値)			見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用時間分	145(466)	171(495)	133(524)	191	201	211
利用者数	19(16)	14(17)	15(18)	18	19	20

< 前計画の検証 >

利用者数は計画値からの大きな差はありませんが、利用時間は実績値が当初の計画値を大きく下回っています。

●●今後の見込み●●

入所施設、病院からの地域移行の促進に伴い、今後各サービスの利用者も増加していくものと思われま。増大するニーズに対応できる提供体制を整備するとともに、サービスの質の向上を図ります。

(2) 日中活動系

① 生活介護

常に介護を必要とする方に、事業所において、食事、入浴、排せつなどの日常生活上の支援や、生産活動や創作的活動の機会を提供します。

■ 実績と見込値

(上段：人日分、下段：人分)

月平均	実績値(計画値)			見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人日分	825(880)	836(902)	855(924)	876	896	916
利用者数	41(40)	40(41)	42(42)	42	43	44

< 前計画の検証 >

利用人日分は実績値が計画値を下回っています。利用者数は、平成30年度は実績値が計画値を上回っており、令和元年度以降は下回っています。

●●今後の見込み●●

地域生活への移行促進に合わせ、利用者が増加する見込みです。利用者の希望に応じて過不足なくサービスを提供できる体制を維持しつつ、専門員の技術向上を図ります

② 短期入所(ショートステイ)

居宅で介護している介護者の疾病やその他の理由で、障がい者支援施設等への短期間の入所を必要とする方に、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を提供します。

■ 実績と見込値

(上段：人日分、下段：人分)

月平均		実績値(計画値)			見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉型	利用人日分	36(126)	28(140)	23(154)	182	182	182
	利用者数	18(18)	4(20)	2(22)	26	26	26
医療型	利用人日分	0(0)	0(0)	0(0)	0	0	0
	利用者数	0(0)	0(0)	0(0)	0	0	0

< 前計画の検証 >

福祉型は利用人日分、利用者数ともに計画値から大きく減少しています。医療型は計画値の通り、利用はありませんでした。

●●今後の見込み●●

利用決定者数と実際の利用者数との差が大きいです。利用者・利用人日分ともに年毎の変動が大きく、今後の利用の可能性を考え、見込値は利用決定者数に合わせています。居宅での介護を支援するため、今後も事業者と連携してサービスの質の向上に努めます。医療型の短期入所についても、利用の要望があった際には対応できる体制を構築していきます。

③ 療養介護

医療的ケアと常時の介護を必要とする方に、病院等への入院による医学的管理の下、食事・入浴等の介護の提供、日常生活上の世話及び機能訓練等を実施します。

■ 実績と見込値

(単位：人分)

月平均	実績値(計画値)			見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	1(1)	1(1)	1(1)	1	1	1

< 前計画の検証 >

計画値の通り実績がありました。

●●今後の見込み●●

長期入院から地域生活へ移行するための足掛かりとして、今後も体制の維持に努めます。

(3) 居住系

① 自立生活援助

施設やグループホームから一人暮らしへ移行した方を対象に、定期的に居宅を訪問し、食事、洗濯、掃除などの生活面での課題、公共料金や家賃の滞納、体調の変化や地域住民との関係といった生活状況を確認し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

■ 実績と見込値

(単位：人分)

月平均	実績値(計画値)			見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	0(0)	0(0)	0(1)	0	0	0

< 前計画の検証 >

利用はありませんでした。

●●今後の見込み●●

利用の要望があった際には対応できるよう、体制の構築を図っていきます。

② 施設入所支援

施設に入所する方に、主に夜間等における入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

■ 実績と見込値

(単位：人分)

月平均	実績値(計画値)			見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	34(35)	34(33)	35(33)	35	35	34

< 前計画の検証 >

平成30年度では計画値を下回っていましたが、令和元年度以降実績値が計画値を上回っています。内訳として、平成30年度・令和元年度では町内施設9人、町外施設25人となっています。

●●今後の見込み●●

地域生活への移行を目標としつつ、本人の意向を尊重しながらサービスを提供していきます。

ii) 訓練等給付

(1) 日中活動系

① 自立訓練（機能訓練）

自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、身体障がいのある方に、定められた期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等を行います。具体的には、理学療法や作業療法等のリハビリテーション、日常生活上の相談支援等を実施します。

■ 実績と見込値

(上段：人日分、下段：人分)

月平均	実績値(計画値)			見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人日分	0(0)	0(0)	0(0)	0	0	0
利用者数	0(0)	0(0)	0(0)	0	0	0

< 前計画の検証 >

利用はありませんでした。

●●今後の見込み●●

利用の要望があった際には対応できるよう、体制の維持に努めます。

② 自立訓練（生活訓練）

自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、知的障がい又は精神障がいのある方に、定められた期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等を行います。具体的には、食事・入浴・排せつ及び家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を実施します。

■ 実績と見込値

(上段：人日分、下段：人分)

月平均	実績値(計画値)			見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人日分	44(44)	0(22)	0(22)	0	0	0
利用者数	2(2)	0(1)	0(1)	0	0	0

< 前計画の検証 >

平成30年度に全ての方が利用を終了しました。

●●今後の見込み●●

利用の要望があった際には対応できるよう、体制の維持に努めます。

③ 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する方に、定められた期間、事業所における作業や企業における実習、適性に合った職場探し等、就労・職場定着のために必要な訓練、相談等の支援を行います。

■ 実績と見込値

(上段：人日分、下段：人分)

月平均	実績値(計画値)			見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人日分	62(88)	178(110)	152(132)	198	198	198
利用者数	8(4)	8(5)	7(6)	9	9	9

< 前計画の検証 >

利用人日分、利用者数ともに、実績値が計画値を上回っていますが、町内に就労移行支援施設はないため、実績値は町外施設の利用者になります。

●●今後の見込み●●

一般就労への移行促進に向けてサービスの充実に努めます。

④ 就労定着支援

一般就労へ移行した障がいのある方との相談を通じて、生活リズム、家計や体調の管理など、生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や課題解決のための指導・助言等の支援を行います。

■ 実績と見込値

(単位：人分)

月平均	実績値(計画値)			見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	0(0)	0(0)	0(0)	0	1	2

< 前計画の検証 >

利用はありませんでした。

●●今後の見込み●●

利用の要望があった際には対応できるよう、体制の構築を図っていきます。

⑤ 就労継続支援A型（雇成型）

一般企業等に雇用されることが困難な場合に、継続的な就労が可能な方に対し、雇用契約に基づき、生産活動の機会の提供、及び就労に必要な知識や能力の向上のための訓練等、支援を行います。

■ 実績と見込値

（上段：人日分、下段：人分）

月平均	実績値(計画値)			見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人日分	198(190)	131(190)	106(190)	191	211	231
利用者数	12(10)	6(10)	5(10)	9	10	11

< 前計画の検証 >

利用人日分及び利用者数は、平成30年度では実績値が計画値を上回っていますが、令和元年度では下回っています。

町内に就労継続支援（A型）の施設はないため、実績値は町外施設の利用者になります。

●●今後の見込み●●

事業者のほか、特別支援学校やハローワーク等との連携を強化し、町内の雇用機会の拡充に努めます。

⑥ 就労継続支援B型（非雇成型）

通常の事業所に雇用されることが困難な場合で、就労経験があつて年齢や体力の面で雇用されることが困難となった方や、就労移行支援事業を利用した結果B型の利用が適当と認められた方等に対し、雇用契約は締結しないで、生産活動の機会の提供、及び就労に必要な知識や能力の向上のための訓練等、支援を行います。

■ 実績と見込値

（上段：人日分、下段：人分）

月平均	実績値(計画値)			見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人日分	763(798)	858(798)	858(798)	898	918	938
利用者数	51(42)	48(42)	50(42)	50	51	52

< 前計画の検証 >

利用人日分は、平成30年度は実績値は計画値を下回っておりますが、令和元年度以降は上回っています。利用者数は、実績値が計画値を上回っています。

●●今後の見込み●●

利用者の状況によって1人あたりの利用日数も大きく異なりますが、個々のケースに応じて過不足なくサービスを提供できるよう努めます。

(2) 居住系

① 共同生活援助（グループホーム）

地域で共同生活を営む方に、主に夜間において、共同生活を営む住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

■ 実績と見込値

(単位：人分)

月平均	実績値(計画値)			見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	15(12)	18(12)	18(12)	18	18	18

< 前計画の検証 >

実績値が計画値を上回っています。町内のグループホームは1か所で、利用者数は3名です。それ以外の実績は町外施設の利用者となります。

●●今後の見込み●●

町内のグループホームの利用状況は未だに少ない状態となっているため、より多くの利用者を受け入れられるよう、事業者と協議していきます。

(3) 相談支援

① 指定計画相談支援

障がい福祉サービス及び地域相談支援を適切に利用できるように、サービス等利用計画を作成し、サービス提供事業者等との連絡調整等を行います。

② 指定地域相談支援（地域移行支援）

施設に入所している障がいのある方又は精神科病院に入院している精神障がいのある方に、住居の確保など地域生活に移行するための活動に関する相談を行います。

③ 指定地域相談支援（地域定着支援）

居宅において単身で生活する障がいのある方、又は同居している家族等による支援を受けられない方のうち、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる方に、常時の連絡体制を確保し、相談や緊急時の対応等を行います。

■ 実績と見込値

(単位：人)

年間利用者数	実績値(計画値)			見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	108(111)	128(112)	130(112)	132	137	142
地域移行支援	0(0)	0(0)	0(0)	0	1	2
地域定着支援	0(0)	0(0)	0(0)	0	0	1

< 前計画の検証 >

計画相談支援は、実績値が計画値を上回っています。地域移行支援、地域定着支援は、計画値の通り利用はありませんでした。

●●今後の見込み●●

社会福祉協議会や自立支援協議会等、関係機関と協議を進め、今後の提供体制について検討していきます。

Ⅱ.地域生活支援事業

(1) 理解促進研修・啓発事業（必須事業）

障がいのある方等が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、御殿場・小山障害者自立支援協議会と社会福祉協議会が連携し、障害者週間基調講演会を開催しています。今後も近隣市町との連携を強化し、事業の拡大に努めます。

(2) 自発的活動支援事業（必須事業）

障がいのある方が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいのある方やその家族、地域住民による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。

本町においては関係各課や社会福祉協議会との連携により、災害対策や相談窓口の設置等を実施しています。

(3) 相談支援事業（必須事業）

① 障害者相談支援事業

障がいのある方や障がいのある方の家族等の様々な相談に応じ、必要な情報の提供、障がい福祉サービスの利用支援、権利擁護のために必要な援助等を行います。

② 基幹相談支援センター等機能強化事業

本町では基幹相談支援センターを設置しない代わりに、事業所と連携して相談支援体制を整備しています。

相談支援事業は主に成人以上を対象として実施されるものですが、本町においては相談支援事業所での専門的な指導・助言、人材育成等を通して、障がいのある児童及びその家族等を含めた相談支援の対象者を拡大することによって機能強化事業を実施しています。

③ 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているにもかかわらず、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある方に対して、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がいのある方等の地域生活を支援する事業です。

本町においては、障害者相談支援事業の一環として支援を実施しています。

■ 実績と見込値

① 障害者相談支援事業

(単位：箇所)

	実績値(計画値)			見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数	4(4)	4(4)	4(4)	4	4	4

② 基幹相談支援センター等機能強化事業

(単位：箇所)

	実績値(計画値)			見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数	有(有)	有(有)	有(有)	有	有	有

< 前計画の検証 >

計画値の通り実績がありました。

●●今後の見込み●●

個々のケースに応じた支援を実現するため、今後も体制を維持するとともに、相談員のスキルアップのための支援を継続していきます。

(4) 成年後見制度利用支援事業(必須事業)

成年後見制度が必要であると認められる知的障がいのある方又は精神障がいのある方に対し、申し立てに要する経費を助成します。

■ 実績と見込値

(単位：件)

	実績値(計画値)			見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間利用件数	無(有)	無(有)	有(有)	有	有	有

< 前計画の検証 >

制度の利用のため、小山町社会福祉協議会と権利擁護支援センター事業委託契約を締結しました。

●●今後の見込み●●

今後もサービスの周知を図るとともに、利用希望者に対応できる体制の維持に努めます。

(5) 意思疎通支援事業（必須事業）

聴覚や言語機能、音声機能、視覚その他の障がいや難病のため意思疎通を図ることに支障がある方に、手話通訳者や要約筆記者等の派遣等を行います。

■ 実績と見込値

(単位：人)

	実績値(計画値)			見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間利用者数	3(5)	7(5)	5(5)	5	5	5

< 前計画の検証 >

平成30年度の年間利用者数は計画値を下回っておりますが、令和元年度では計画値を上回っています。

●●今後の見込み●●

個人だけでなく、事業所等からも利用希望者が増えてきています。より正確な意思疎通支援を行えるよう、社会福祉協議会や関係機関と連携してボランティアの養成や支援の充実を図ります。

(6) 日常生活用具給付等事業（必須事業）

当該用具を必要とする方に対し、自立生活支援用具等、日常生活用具の給付を行います。

① 介護・訓練支援用具

身体障がいのある方等に対し、特殊寝台・特殊マット・特殊尿器等、介護・訓練支援用具の給付を行います。

② 自立生活支援用具

身体障がい、視覚障がい、聴覚障がいのある方等に対し、入浴補助用具・電磁調理器・聴覚障がい者用屋内信号装置等、自立生活支援用具の給付を行います。

③ 在宅療養等支援用具

機能障がいのある方等に対し、透析液加温器、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器等、在宅療養等支援用具の給付を行います。

④ 情報・意思疎通支援用具

視覚障がい、聴覚障がい、言語障がいのある方等に対し、携帯用会話補助装置、点字器、聴覚障がい者用通信装置等、情報・意思疎通支援用具の給付を行います。

⑤ 排泄管理支援用具

ストーマ造設者、排便機能障がいのある方等に対し、ストーマ装具、紙おむつ、収尿器等、排泄管理支援用具の給付を行います。

⑥ 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）

身体障がいのある方等に対し、住宅改修費の給付を行います。

■ 実績と見込値

(単位：件)

年給付・貸与件数		実績値(計画値)			見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①	介護・訓練支援用具	0(1)	0(1)	2(1)	1	1	1
②	自立生活支援用具	2(2)	5(2)	1(2)	2	2	2
③	在宅療養等支援用具	3(2)	2(2)	0(2)	2	2	2
④	情報・意思疎通支援用具	1(2)	6(2)	2(2)	2	2	2
⑤	排泄管理支援用具	463(410)	466(410)	448(410)	460	460	460
⑥	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	3(3)	0(3)	0(3)	3	3	3

< 前計画の検証 >

介護・訓練支援用具は、計画値を下回りました。自立生活支援用具は平成30年度は計画値の通り実績があり、令和元年度では計画値を上回りました。在宅療養等支援用具は、計画値の通り実績がありました。情報・意思疎通支援用具は、平成30年度は計画値を下回り、令和元年度では計画値を上回っています。排泄管理支援用具は、実績値が計画値を上回っています。居宅生活動作補助用具(住宅改修費)は、平成30年度は計画値通りの実績があり、令和元年度では計画値を下回りました。

●●今後の見込み●●

ストーマ装具、紙おむつ等の支給が多くなっており、今後も継続して利用されるものと見込んでいます。その他の用具に関しても、給付・貸与の基準について周知し、用具を必要とする方に不足なく提供できる体制を整備します。

(7) 手話奉仕員養成研修事業（必須事業）

聴覚障がいのある方との交流促進、支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成研修を行います。小山町では、御殿場市と合同開催しています。

■ 実績と見込値

（上段：箇所、下段：人）

	実績値(計画値)			見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数	1(1)	1(1)	0(1)	1	1	1
年間利用者数	3(4)	3(4)	0(4)	3	3	3

< 前計画の検証 >

実施箇所数は、計画値の通り実績がありました。利用者数は、平成30年度では実績値が計画値を下回りました。令和2年度は新型コロナウイルスの影響で開催を見合わせました。

●●今後の見込み●●

現状の利用者は継続的に参加している方がほとんどですが、今後新たな利用者を取り入れるため、研修内容の充実と周知に努めます。

(8) 移動支援事業（必須事業）

外出時における屋外での移動が困難で、支援が必要であると小山町が認めた障がいのある方等に、公共交通機関を利用した外出時の同行支援を行います。

■ 実績と見込値

（上段：時間、下段：人）

	実績値(計画値)			見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年延べ利用時間	55(110)	35(110)	8(110)	50	50	50
年間利用者数	3(3)	2(3)	1(3)	2	2	2

< 前計画の検証 >

重度の上下肢身体障がい、聴覚・視覚障がいのある方等が利用しました。いずれの年も実績値が計画値を下回っています。令和2年度は新型コロナウイルスの影響で、利用が大幅に減少しました。

●●今後の見込み●●

個々の障がいの状況によって利用時間は前後しますが、車椅子での散歩や公共交通機関を利用した遠出の付き添いなど、多様なケースに対応し利用者の増加に努めます。

(9) 地域活動支援センター事業（必須事業）

障がいのある方等を通わせ、地域の実情に応じて創作的活動・生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化して、障がいのある方等の地域生活支援の促進を図ります。

① 基礎的事業

地域生活・日中活動の拠点として、通所する障がいのある方に対し、創作的活動・生産活動の機会の提供等を支援します。利用者のニーズに対応した日中活動を支援するため、駿東・田方圏域内の地域活動支援センターも利用できるように努めます。

② 機能強化事業

基礎的事業に加えて、在宅で支援を必要としている障がいのある方を対象に、機能訓練や社会適応訓練、訪問入浴サービスを実施します。

■ 実績と見込値

(上段：箇所、下段：人)

		実績値(計画値)			見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
町内	実施箇所数	1(1)	1(1)	1(1)	1	1	1
	年間利用者数	11(24)	11(24)	11(24)	18	18	18
他市町	実施箇所数	2(2)	2(2)	2(2)	2	2	2
	年間利用者数	15(19)	16(19)	10(19)	19	19	19

< 前計画の検証 >

町内及び他市町ともに、実施箇所数は計画値の通りとなっておりますが、利用者数は町内及び他市町とも実績値が計画値を下回っています。

●●今後の見込み●●

日中活動及び相談支援事業の中心として、継続して利用する方が多くなっています。今後は関係団体、事業者との連携を強化し、より身近な地域の事業所として機能の充実を図ります。

(10) 任意事業

① 訪問入浴サービス事業

身体障がいのある方の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るため、浴槽のある車両で居宅に伺い入浴を援助するサービスを提供します。

■ 実績と見込値

(上段：箇所、下段：人)

	実績値(計画値)			見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数	1(1)	1(1)	2(1)	2	2	2
年間利用者数	2(2)	2(2)	3(2)	3	3	3

< 前計画の検証 >

平成30年度及び令和元年度では実施箇所数、利用者数ともに、計画値の通り実績がありました。令和2年度に新たに契約を締結し、実施箇所が増加しました。また、利用申込があったため利用者も1名増加しました。

●●今後の見込み●●

今後も現状の維持に努めます。

② 日中一時支援事業

障がいのある方等の日中における活動の場を確保し、障がいのある方等の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。

■ 実績と見込値

(上段：箇所、下段：人)

	実績値(計画値)			見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数	10(10)	10(10)	12(10)	12	12	12
年間利用者数	38(30)	35(30)	31(30)	40	40	40

< 前計画の検証 >

実施箇所数は、新規に契約を締結したことにより令和2年度に増加しました。利用者数は、実績値が計画値を上回っています。

●●今後の見込み●●

サービス提供事業者が増加しましたが、利用が分散しており、利用者の総数は少ない状況です。今後は各事業所のサービスの質の向上を図り、利用者の増加に繋げていきます。

第5章

障害児福祉計画に係る成果目標と今後の見込み

1 障害児福祉計画の成果目標

新たに策定される障害児福祉計画の目的は、多様化する障がい児支援のニーズに対応する相談体制を構築し、より一層のサービスの拡充を図るほか、提供されるサービスの質の確保・向上のために、事業所の設置や多分野の関係機関が協議する場の確保等について、具体的に数値目標として設定し取り組みを推進することにあります。

(1) 障がい児支援の提供体制の整備等

【国の障害児福祉計画の方針】

- 児童発達支援センターの整備：
令和5年度末までに、各市町村又は各圏域に1箇所以上設置
- 保育所等訪問支援の充実：
令和5年度末までに、各市町村において利用できる体制を構築
- 主に重症心身障がい児を支援する事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保：
令和5年度末までに、各市町村又は各圏域に支援できる体制を整備した児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1箇所以上設置
- 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の整備：
令和5年度末までに、各市町村又は各圏域に保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を1箇所以上設置するとともに医療的ケア児コーディネーターの配置

【小山町の目標値】

① 児童発達支援センターの整備

	数 値	考 え 方
整備箇所数	御殿場・小山地区で1箇所	御殿場・小山地区で設置済。 利用者の利便性の向上を図るための施策を検討する。

② 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

	数 値	考 え 方
体制の構築	御殿場・小山地区で1箇所	御殿場・小山地区で設置済。 利用者の利便性の向上を図るための施策を検討する。

③ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を確保

	数 値	考 え 方
整備箇所数	確保予定なし	

④ 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保

	数 値	考 え 方
整備箇所数	確保予定なし	

⑤ 医療的ケア児支援のため、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場設置（圏域部会除く）及び医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置

	数 値		考 え 方	
整備箇所数	圏域で1箇所		御殿場・小山地区で共同設置予定。	
医療的ケア児コーディネーターの配置数 (見込)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	2人	2人	2人	2人

2 障がい児支援サービスの見込量

サービスごとに、各年度における福祉サービス等の必要な量の見込み（月間サービス提供量）、福祉サービス等の種類ごとの見込値確保のための方策、福祉サービス等の事業を行う者の確保に関する計画等を定めます。※第5期の実績値のうち、令和2年度は見込値となっています。

(1) 児童発達支援

児童発達支援事業所や児童発達支援センターにおいて、主に未就学の障がいのある児童又はその可能性のある児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

■ 実績と見込値

(上段：人日分、下段：人分)

月平均	実績値(計画値)			見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人日分	80(100)	144(90)	183(80)	194	194	194
利用者数	4(7)	11(6)	16(5)	16	16	16

< 前計画の検証 >

利用人日分、利用者数ともに、平成30年度は実績値が計画値を下回っていますが、令和元年度以降は上回っています。

●●今後の見込み●●

保健福祉団体や事業者との連携を強化し、発達障がいを含む障がいや成育上の課題の早期発見とその後の支援体制の充実に努めます。

(2) 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等により外出が著しく困難な児童を対象に、居宅を訪問し日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与等の支援を行います。

■ 実績と見込値

(上段：人日分、下段：人分)

月平均	実績値(計画値)			見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人日分	0(0)	0(0)	0(0)	0	0	0
利用者数	0(0)	0(0)	0(0)	0	0	0

●●今後の見込み●●

現在、対象となる児童は町内にはいませんが、今後利用希望者が現れた時のため、事業者と協議を重ねながら圏域での対応を検討していきます。

(3) 放課後等デイサービス

就学中の障がいのある児童を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。

■ 実績と見込値

(上段：人日分、下段：人分)

月平均	実績値(計画値)			見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人日分	412(320)	455(320)	430(336)	584	584	584
利用者数	34(20)	39(20)	36(21)	47	47	47

< 前計画の検証 >

利用人日分、利用者数ともに、実績値が計画値を上回っています。

●●今後の見込み●●

今後も利用者及び1人当たりの利用日数の増加を見込んでいます。成果目標となる重度心身障がい児への対応を含め、事業者や近隣市町と協議を進めていきます。

(4) 保育所等訪問支援

障がいのある児童の通う保育所等を定期的に訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

■ 実績と見込値

(上段：人日分、下段：人分)

月平均	実績値(計画値)			見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人日分	0(0)	0(0)	3(0)	10	10	10
利用者数	0(0)	0(0)	3(0)	2	2	2

< 前計画の検証 >

令和2年10月から12月の間に利用がありました。

●●今後の見込み●●

近隣市町の事業者から専門員が訪問に向かうため、定期的な訪問が困難な状況です。令和2年度に利用がありましたが、今後も圏域で協議を重ね実施体制の充実に努めます。

(5) 障害児相談支援

① 障害児支援利用援助

障害児通所支援の利用手続きにおいて、障がいのある児童の心身の状況や環境、障がいのある児童、又は保護者の意向などを踏まえて、障害児支援利用計画案の作成を行います。

利用するサービスの決定に伴い、事業者等との連絡調整・決定内容に基づく障害児支援利用計画に計画案の内容を反映します。

② 継続障害児支援利用援助

障害児通所支援について、利用状況等を定期的に精査してその内容が適切かどうかを検証し、障害児支援利用計画の見直し（モニタリング）を行います。また、モニタリングの結果に基づき、計画の変更申請等を勧奨します。

■ 実績と見込値

(単位：人)

	実績値(計画値)			見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間利用者数	38(25)	50(25)	55(25)	50	50	50

< 前計画の検証 >

実績値が計画値を上回っています。

●●今後の見込み●●

全ての方が相談支援を利用されています。今後も、障がいの早期発見から専門員による計画案の作成、モニタリングの活用へと繋げていきます。